

議案第47号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--|--|--|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 事務の種類 | 手数料の額 | 事務の種類 | 手数料の額 |
| 1～62 [略] | | 1～62 [略] | |
| 63 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの | | 63 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの | |
| (1)・(2) [略] | [略] | (1)・(2) [略] | [略] |
| (3) 構造計算適合性判定を行うもの | 1戸につき次のアからエまでに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額 ア・イ [略] ウ 第1項の2右欄の表中床面積の区分に応じて当該手数料の額の欄に定める額に | (3) 構造計算適合性判定を行うもの | 1戸につき次のアからエまでに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額 ア・イ [略] ウ 第1項の2右欄の表中床面積の区分に応じて当該手数料の額の欄に定める額に |

| | | | |
|--|---|--|---|
| | 相当する額から3,000円を控除した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額に3,000円を加算した額 エ [略] | | 相当する額から3,000円を控除した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額に3,000円を加算した額 エ [略] |
| 64～69 [略] | | 64～69 [略] | |
| 70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。） (1)・(2) [略] (3) 構造計算適合性判定を行うもの | [略] 次のアからウまでに定める額をそれぞれ合計して得た額 ア [略] イ 第1項の2右欄の表の床面積の合計の区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額に相当する額から3,000円を控除した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額に3,000円を加算した額 ウ [略] | 70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。） (1)・(2) [略] (3) 構造計算適合性判定を行うもの | [略] 次のアからウまでに定める額をそれぞれ合計して得た額 ア [略] イ 第1項の2右欄の表の床面積の合計の区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額に相当する額から3,000円を控除した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額に3,000円を加算した額 ウ [略] |
| 71・72 [略] 備考 [略] | | 71・72 [略] 備考 [略] | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例別表第63項及び第70項の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった事務に係る手数料については、なお従前の例による。